

## 検討の状況

【～令和6年8月】「**会社法制に関する研究会**」（座長：神作裕之学習院大学法学部教授）において継続的に検討。

【令和6年9月～】**規模を拡大した「会社法制研究会**」（座長：神作裕之学習院大学法学部教授。委員：研究者、経団連、東証、日商、日弁連、日本投資顧問業協会、連合、関係省庁）において検討を開始。

→ **株式の無償交付・株式対価M&Aの活性化に関する会社法の見直しに加え、そのほかに見直しを検討すべきテーマについて幅広く意見を聴取。**

⇒ **令和6年度中に、更なる深掘りと新規テーマ（パーチャル株主総会等）の選別を行った上で、法制審議会に諮問する予定。**

## 株式の無償交付に関する議論の状況

- ① 既存株主の利益の保護について
  - ・ 手続の簡素化と制度の浸透を図る観点から、**株主総会の決議を不要とした上で、有利発行に該当しないと解釈すべき**である。
  - ・ **株主総会の決議で交付する株式の事業年度ごとの上限等を定めるべき**。それによって機動的な発行が妨げられることはなく、有利発行のリスクも解消されてむしろ利用しやすくなる。
- ② 無償交付の対象者
  - ・ **子会社の役職員も無償交付の対象者に含めるべき**である。
  - ・ 過度の希薄化のリスクに鑑み、**対象者は一定の範囲に限定すべき**である。
- ③ 対象となる株式会社
  - ・ 非上場企業については、株式の価値の評価が難しいため、**上場会社の場合と比べてより慎重な手続が必要**ではないか。
- ④ 開示の在り方、会計処理等
  - ・ 開示の在り方、会計処理についても検討を進めていく必要がある。

## 株式対価M&amp;Aの活性化（株式交付制度の見直し）に関する議論の状況

- ① 子会社の株式の追加取得について
  - ・ 実務上のニーズはある。
  - ・ このような見直しをすると、**株式交付が組織再編行為であるとはいえなくなる**のではないか。
- ② 子会社を限定しないことについて
  - ・ 実務上のニーズはある。
  - ・ **親子会社関係の創設に至らなかった場合には、株式交付の効力は発生するものの、株式交付の無効の訴えにおける無効事由になると整理することができる**のではないか。
  - ・ 事後的に無効となり得ることによる**法的安定性の後退を許容することができるか**。
- ③ 外国会社の子会社化について
  - ・ 実務上のニーズはある。
  - ・ 対象となる**外国会社が株式会社と同種であるか否かの判断が難しく、②よりも法的安定性が後退する**。
  - ・ **準拠法上の問題**があるため、株式交付制度の見直しによっては解決しない可能性があるのではないか。
- ④ 反対株主の株式買取請求権及び債権者異議手続の廃止について
  - ・ 実務上のニーズはある。
  - ・ 組織再編行為であるからといって反対株主の**株式買取請求権や債権者異議手続が当然に必要である**と考える必要はない。
  - ・ 組織再編行為の場合には、債権者異議手続によって債権者保護を図り、株式買取請求権によって株主の保護を図ることができることをもって、現物出資規制を及ぼさなくてもよいと説明することができるのであるから、**現物出資規制を及ぼさないものとして、これらを廃止することは慎重に検討すべき**である。
  - ・ 株式交付の**対価が一定の範囲内であれば債権者異議手続を不要**とすることもあり得るのではないか。
  - ・ 債権者異議手続を廃止するのであれば**株式交換についても検討が必要**である。
- ⑤ その他
  - ・ 株式交付制度の見直しは、現物出資規制を回避するために設けられた制度であるから、**現物出資規制の緩和によって対応するのが本筋**である。
  - ・ **現物出資規制（検査役調査制度、引受人等の不足額填補責任）について、緩和する方向で見直す**ことが考えられる。